

事 務 連 絡

令和6年10月16日

各都道府県住宅・建築主務部局長 殿

各指定都市住宅・建築主務部局長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

（公印省略）

**建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する
省令の公布について（事務連絡）**

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第2号）が令和6年10月16日に公布され、令和8年4月1日に施行されることとなりました。

つきましては、改正後の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の運用について下記のとおり通知しますので、その運用及び準備に遺漏なきようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県・指定都市建築営繕主務部局長に加え、貴管内の所管行政庁及び地方公共団体建築営繕主務部局長に対してもこの旨周知方をお願いいたします。

なお、各登録建築物エネルギー消費性能判定機関の長に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

新築又は増築・改築を行う部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めています。今般の改正において、BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下同じ。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。以下同じ。）で除した値。以下同じ。）が、用途に応じて基準一次エネルギー消費量の水準を示す係数Bを超えないこととします。具体的には、設計一次エネルギー消費量について、基準一次エネルギー消費量から25%（工場等）、20%（事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等）、15%（病院等、飲食店等及び集会所等）以上削減することとします。なお、本水準は、令和6年4月1日に施行された、新築又は増築・改築を行う部分の床面積が2,000㎡以上となる非住宅建築物の省エネ基準と同水準です。

非住宅部分を複数の用途に用いる場合は、用途ごとに当該水準への適合を求めるものではなく、各用途の設計一次エネルギー消費量の合計が、各用途の基準一次エネルギー消費量に用途に応じた係数Bを乗じた値の合計を超えないこととしているのでご注意ください。